

国内手配旅行条件書

大阪府知事登録旅行業 第2-2396号 (一社)日本旅行業協会正会員(JATA正会員)



さんふらわあトラベル株式会社

<https://www.ferry-sunflower.co.jp/travel/>

この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

1. 手配旅行契約

- この旅行は、さんふらわあトラベル株式会社(以下「当社」という)が手配する旅行であり、お客様と手配旅行契約を締結することになります。
- 当社はお客様の依頼によりお客様のために代理、媒介、取次をすることなどによりお客様が運送・宿泊その他のサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。
- 当社は旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の旅行費用の他、所定の旅行業務取扱料金を申し受けれます。
- 旅行業務取扱料金は、旅行業法でその取扱いが定められているもので、当社の旅行業務取扱料金は、法の定めにより、店頭に掲示してあります。また、ご希望のお客様には旅行業務取扱料金表をお渡しいたします。お客様が依頼された運送・宿泊機関等が満員、満室等の理由で手配不能となった場合でも原則として取扱料金はお支払いいただきます。

2. 契約の申込み

- 当社はお客様のご希望による航空券・宿泊券等の手配旅行契約の予約の申込みを所定の申込書及び電話・電子メール・ファクシミリ等の通信手段により受け付けします。なお、乗車券及び宿泊券を旅行代金と引き換えにお渡しする場合は、店頭による申込みを受け付けることがあります。
- 団体・グループ旅行の代表である契約責任者が申込みの場合当社は契約責任者が団体構成者の一切の代理権を有しているとみなします。
- 当社所定の申込書に必要事項を記入の上、申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みください。なお、申込金は旅行代金・取消料の一部といたします。

3. 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

- 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けることを条件に、電話・郵便・ファクシミリ(インターネット・電子メール含む)その他の通信手段による旅行契約(以下「通信契約」といいます。)を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、又は、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- 通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「手配旅行の内容」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- 通信契約は、当社がお申込みの受諾を電話および郵便で通知する場合はその通知を発送した時、電話・郵便・ファクシミリ(インターネット・電子メール含む)その他の通信手段で通知する場合はその通知が会員に到達した時に成立します。
- 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出の日となります。
- お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社より決済できないときは、当社はお申込みをお断りします。

4. お申込み条件

- お申込み時に20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。
- 健康を害している方、身体に障害のある方、妊娠中の方、補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方はその旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- 当社は、お客様が次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
 - お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - お客様が当社にて暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - 本手配を通じて予約された客室を営利目的で利用または転売することは固くお断りいたします。万一、営利を目的とした行為、又はその準備を目的とした行為と当社が判断したときは、予告なく手配旅行契約を解除することがあります。
- その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

5. 契約の成立

- 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
- 当社は(1)の規定にかかわらず、契約の締結の承諾をする旨の書面をお渡しした場合、ファクシミリの場合は当社が発信した時点、電子メールの場合はお客様に到達した時点で契約が成立します。
- 団体・グループ旅行の場合、申込金を受けることなく旅行引受書をお渡しした時に契約が成立します。

6. 契約書面のお渡し

当社は契約成立後すみやかに、郵送にて予約確認書・旅行条件書・請求書をお渡します。団体・グループ旅行の場合は、旅行代金見積書・旅行条件書・旅行引受書、請求書をお渡しします。

7. 旅行契約内容の変更

お客様が契約内容を変更されるときは、当社は可能な限りその求めに応じます。この場合、旅行代金を変更し、運送・宿泊機関等の取消料その他の変更費用及び当社所定の変更手数料を申し受けれます。

8. 旅行契約の解除

- お客様の任意解除
お客様は下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。
 - お客様が提供を受けた旅行サービスの費用
 - 未提供の旅行サービスに係る取消料その他サービス提供機関の未払い費用
 - 当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手数料
- お客様の責に帰すべき事由による解除
 - 当社は、お客様より所定の期日までに旅行代金のお支払いがない場合には、予約を取り消させていただく場合があります。
 - お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社より決済できないときは、当社は旅行契約を解除します。
 - お客様が第4項(3)①から④のいずれかに該当することが判明したとき、①、②、③の場合、下記の費用はお客様の負担とさせていただきます。
既に提供を受けた旅行サービスの費用及び未提供の旅行サービスに係る取消料その他の旅行サービス提供機関の未払い費用並びに当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手数料
- 当社の責に帰すべき理由による解除
当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

9. 旅行代金

- 当社は、旅行開始前において運送機関等の運賃、料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合、旅行代金を変更することがあります。
- 団体・グループ旅行の場合、旅行代金の支払期日及び方法は、旅行引受書にて明示します。
- 当社は、旅行終了後すみやかにお支払旅行代金の精算をします。

10. 旅行業務取扱料金

■旅行取扱料金(手配旅行契約)

※料金には消費税が含まれております。

| 手配料金 | 手配内容 | 旅行業務取扱料金 |
|----------------|----------------------|-------------------------------------|
| 個人旅行に係わる取扱料金 | 運送機関と宿泊機関等の複合手配旅行の場合 | 1件につき2,000円 |
| | 宿泊手配のみの場合 | 宿泊券1枚につき1,000円(但し、同一施設連泊の場合は1件とします) |
| | 運輸機関のみの場合 | 1運輸機関につき500円 |
| 5名以上の団体手配旅行の場合 | 運送機関と宿泊機関等の複合手配旅行の場合 | 総額の20% |
| | 宿泊手配のみの場合 | 宿泊券面額の10% |
| | 運輸機関のみの場合 | 1宿泊機関につき500円 |

| 変更手続き料金 | 手配内容 | 旅行業務取扱料金 |
|----------------|-----------------------------------|----------------------|
| 個人旅行に係わる取扱料金 | 運送機関と宿泊機関等の複合手配旅行の場合 | 1件につき2,000円 |
| | 運送機関の予約・手配の変更 | 宿泊券1枚につき1,000円 |
| | 宿泊機関の予約・手配の変更(宿泊券の切替が必要な場合はそれを含む) | 1件につき1,000円 |
| 5名以上の団体手配旅行の場合 | 運送機関と宿泊機関等の複合手配旅行の場合 | 変更に係る部分の変更前の旅行代金の10% |
| | 運送機関の予約・手配の変更 | 1運輸機関につき1,000円 |
| | 宿泊機関の予約・手配の変更(宿泊券の切替が必要な場合はそれを含む) | 1件につき1,000円 |

| 取消手続料金 | 手配内容 | 旅行業務取扱料金 |
|----------------|---------------------------------------|----------------------|
| 個人旅行に係わる取扱料金 | 運送機関と宿泊機関等の複合手配旅行の場合 | 1件につき2,000円 |
| | 運送機関の手配の取消し(未使用乗車船券の清算手続きがある場合はそれを含む) | 宿泊券1枚につき1,000円 |
| | 運送機関の手配の取消し(未使用乗車船券の清算手続きがある場合はそれを含む) | 1件につき1,000円 |
| 5名以上の団体手配旅行の場合 | 運送機関と宿泊機関等の複合手配旅行の場合 | 取消に係る部分の変更前の旅行代金の15% |
| | 運送機関の手配の取消し(未使用乗車船券の清算手続きがある場合はそれを含む) | 宿泊券1枚につき1,000円 |
| | 運送機関の手配の取消し(未使用乗車船券の清算手続きがある場合はそれを含む) | 1件につき1,000円 |

| 連絡通信費 | 手配内容 | 旅行業務取扱料金 |
|--------------|--------------------------------|------------------------|
| 個人旅行に係わる取扱料金 | お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合 | 1件につき3,000円(電話料、電報料は別) |

(注1) 団体旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。

(注2) お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記変更手続き料金、取消手続料金を申し受けます。

(注3) 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。

(注4) 上記料金には消費税が含まれています。

| 添乗サービス料金 | 手配内容 | 旅行業務取扱料金 |
|-------------------|--------|-------------------|
| (宿泊、交通費等の旅行実費を除く) | 添乗員の手配 | 添乗員1日1名につき30,000円 |

■旅行相談料金(旅行相談契約) ※料金には消費税が含まれております。

| 手配料金 | 内 容 | 料 金 |
|---------------|---|----------------------------------|
| 相談料金 | (1) 旅行計画作成のための相談 | 基本料金(30分まで2,000円、以降30分ごとに2,000円) |
| | (2) 旅行計画の作成 | 1件につき3,000円 |
| | (3) 旅行に必要な費用の見積り(運送機関と宿泊機関等の手配が複合した旅行の場合) | 1件につき3,000円 |
| | (4) 運送機関の運賃・料金の見積り | 1件につき3,000円 |
| | (5) 旅行地及び運送・宿泊機関、その他旅行に関する情報提供 | 資料(A4版)1枚につき3,000円 |
| お客様の依頼による出張相談 | | 上記(1)～(5)までの利用金に5,000円増 |

11. 国内宿泊施設の取消料金

- 旅館・ホテルの取消料は各施設ごとの宿泊約款によります。
- 一部人員の変更(減員)については、別途取消料を定めています。
- 宿泊日当日、券面人員が減少した場合は、お泊りになった宿泊施設で所定の減員証明を受けて、払い戻し欄にご署名ください。
- 払戻しは宿泊日より1ヶ月以内にお申し出ください。
- 同一旅館・ホテルに連泊の場合は、1泊の宿泊料金を基準として取消料を適用します。

12. 手配責任

当社が「善良な管理者の注意」をもって、契約書面に記載した旅行サービスの手配を行ったときは、当社の債務の履行は終了したものとします。

13. 当社の責任

- 当社は手配旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限りです。
- お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与しえない事由により損害を被ったとき、当社はその損害を賠償する責任を負うものではありません。
- 手荷物の損害については、損害発生の日から起算して、14日以内に通知があったときに限り、お客様お一人当たり15万円(当社に故意又は重大過失がある場合を除く)を限度とします。

14. お客様の責任

お客様の故意、過失により当社が損害を被ったときは、損害を賠償しなればなりません。

- 当宿泊プランは手配旅行です。募集型企画旅行約款及び受注型企画旅行約款で定めるところの「旅程管理責任」「旅程保証責任」「物品保証責任」は負いません。

15. 燃油サーチャージについて

- 燃油サーチャージは、契約時にご案内申し上げます。
- 契約成立後に、航空会社が燃油サーチャージの額を増額した場合はその不足分をお客様の同意を得た上で追加徴収し、減額された場合には、その減額分をすみやかに払い戻します。
- お客様が燃油サーチャージの徴収を理由に、旅行契約の解除をされる場合は、当社所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。

16. 個人情報の利用目的及び第三者提供について

- 当社は、ご提供いただいた個人情報について、(1)お客様との間の連絡のため、(2)旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、(3)旅行に関する諸手続きのため、(4)当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続きのため、(5)当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、(6)旅行参加後のご意見やご感想のお願いのため、(7)アンケートのお願いのため、(8)特典サービス提供のため、(9)統計資料作成のために利用させていただきます。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、ご依頼をお受けできないことがあります。
- 本項(1)の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、クレジットカード情報、搭乗便名等を運送・宿泊機関、土産物店、当該クレジット会社等に書類又は電子データにより、提供することがあります。また、ご旅行代金を精算する目的で決済システム会社、クレジット会社にクレジットカード番号や決済金額を電子的方法等で提供することがあります。なお、土産物店への個人情報の提供の停止をご希望される場合は、当該するパンフレットに記載する旅行申込窓口宛に出発の7日前までにお申し出ください。(注:7日前が土・日・祝日の場合はその前日までに申し出ください)
- 当社及び当社グループ各社はお客様から書面によってご提供いただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、各社の営業案内、キャンペーン等のご案内のために、共同して利用させていただきます。共同利用する個人情報は、当社が責任を持って管理します。なお当社の個人情報の取り扱いに関する方針等の詳細、当社グループ会社の名称については、当社のホームページ(https://www.ferry-sunflower.co.jp/travel/privacy_policy/)にてご確認をお願いいたします。
- 当社は、旅行添乗業務等のあっせんサービスにおいて本項1にて取得した個人情報の一部または全部を他社へ委託することがあります。
- お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止の請求を行うことができます。問合せ窓口は訂正のみ販売店、それ以外は下記のお客様相談室となります。
個人情報に関する問い合わせ先
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル O's(オズ)棟北館6階605
さんふらわあトラベル株式会社 お客様相談室
(関西・首都圏発着商品のお問い合わせ)ナビダイヤル® 0570-00-3268 FAX.06-7634-8717
(九州発着商品のお問い合わせ) ナビダイヤル® 0570-55-0396 FAX.06-7634-8717
(月～金曜10時から16時迄。但し、土・日・祝日・年末年始は除きます。)

17. 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款(手配旅行契約の部)に定めるところによります。

 **さんふらわあトラベル株式会社**

<https://www.ferry-sunflower.co.jp/travel/>

[大阪本社]

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル O's(オズ)棟北館6階605

営業時間/月～金曜10:00～16:00(2022年3月7日現在)

定休日/土・日・祝日

(関西・首都圏発着商品のお問い合わせ)ナビダイヤル® 0570-00-3268 FAX.06-7634-8717

(九州発着商品のお問い合わせ) ナビダイヤル® 0570-55-0396 FAX.06-7634-8717

